新潟県

新潟県報

発行　新潟県

号外　1

令和８年10月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

条　例

20　新潟県地域未来基金条例（政策企画課）

21　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）

22　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(都市政策課)

23　新潟県立学校条例の一部を改正する条例（財務課）

条　例

次に掲げる条例をここに公布する。

(1) 新潟県地域未来基金条例

(2) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(3) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(4) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例

令和８年10月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県条例第20号

新潟県地域未来基金条例

（設置）

第１条　強い経済の実現に向けた県内における産業集積の形成及び活性化並びに地場産業の付加価値の向上のための施策に要する経費に充てるため、新潟県地域未来基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第２条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に換えて管理することができる。

（繰替運用）

第４条　知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（収益金の処理）

第５条　基金の管理及び運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

（処分）

第６条　基金は、第１条に規定する施策に要する経費の財源に充てるため、一般会計歳入歳出予算で定めるところにより一般会計へ繰り出すものとする。

（委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第21号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後

別表（第２条関係）

(1)　(略)

(2)　総務部関係

事務	市町村
(略)	
2　(略)	(略)
3　(略)	(略)
4　(略)	(略)
5　(略)	(略)
6　(略)	(略)
7　(略)	(略)
8　(略)	(略)

(3)～(9)　(略)

改正前

別表（第２条関係）

(1)　(略)

(2)　総務部関係

事務	市町村
(略)	
2　地方自治法第295条の規定による財産区の議会等の設置等に関する条例の設定	長岡市、新発田市、村上市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、南魚沼市及び胎内市
3　(略)	(略)
4　(略)	(略)
5　(略)	(略)
6　(略)	(略)
7　(略)	(略)
8　(略)	(略)
9　(略)	(略)

(3)～(9)　(略)

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第22号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県建築基準条例の一部改正）

第１条　新潟県建築基準条例（昭和47年新潟県条例第13号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第30条　地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。 (1)～(34)の３　(略) (34)の４　法第60条の４第１項第３号又は第２項ただし書の規定による許可の申請に係る書類の受理及び県への送付 (35)～(57)　(略) ２　(略)	**第30条**　地方自治法第252条の17の２第１項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、各市町村（法第４条第１項又は第２項の規定により建築主事を置く市町村（以下「特定市町村」という。）を除く。）が処理することとする。 (1)～(34)の３　(略) (35)～(57)　(略) ２　(略)
別表（第28条関係） 手数料を納めなければならない者 ／ 手数料の額 １～20の３　(略) ／ (略) 20の４　法第60条の４第１項第３号の規定により建築物の容積率若しくは建築面積に関する特例の許可の申請をしようとする者又は同条第２項ただし書の規定により建築物の高さに関する特例の許可の申請をしようとする者 ／ １件につき　160,000円 21～40　(略) ／ (略)	**別表**（第28条関係） 手数料を納めなければならない者 ／ 手数料の額 １～20の３　(略) ／ (略) 21～40　(略) ／ (略)

（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

第２条　新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第８号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表（第２条関係） (1)～(8)　(略) (9)　土木部関係 事務 ／ 市町村 (略) 14　都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） ／ (略)	**別表**（第２条関係） (1)～(8)　(略) (9)　土木部関係 事務 ／ 市町村 (略) 14　都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（２以上の市町村の区域に係るものを除く。） ／ (略)

(1)～(11)　(略) (12)　法第118条の６第５項において準用する同条第１項後段の規定による変更の認可 (13)～(31)　(略)	
(略)	

(1)～(11)　(略) (12)　法第118条の６第４項において準用する同条第１項後段の規定による変更の認可 (13)～(31)　(略)	
(略)	

（新潟県景観条例の一部改正）

第３条　新潟県景観条例（令和２年新潟県条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（届出書の添付図書等） **第８条**　(略) ２　(略) ３　前条各号に掲げる行為に係る法第16条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第８項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 ４　(略) （届出を要しない行為） **第９条**　法第16条第８項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(4)　(略) ２　(略)	（届出書の添付図書等） **第８条**　(略) ２　(略) ３　前条各号に掲げる行為に係る法第16条第２項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第７項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 ４　(略) （届出を要しない行為） **第９条**　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(4)　(略) ２　(略)

附　則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第２条の規定は、同法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

新潟県条例第23号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第３条の２　高等学校の定時制の課程において、当該高等学校の定時制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することの許可を受けたものは、当該科目１単位について年額1,750円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。	**第３条の２**　高等学校の定時制の課程において、当該高等学校の定時制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することを許可されたものは、当該科目１単位について年額1,750円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。
２　前項の許可を受けた生徒が退学又は転学（以下「退学等」という。）をした場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、当該授業料の12分の１に相当する額に退学等をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の３月までの月数（退学等をした日の属する月が３月であるときは、零とする。次条第３項において同じ。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）に相当する授業料は、徴収しない。	
３　第１項の許可を受けた生徒が休学した場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、当該授業料の12分の１に相当する額に当該許可の日の属する年度の休学の期間の月数（月の初日から末日まで休学した月の数をいう。）を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）に相当する授業料は、徴収しない。	
４　第１項の規定は、高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者について準用する。この場合において、同項中「年額1,750円」とあるのは「1,750円」と、「授業料」とあるのは「受講料」と読み替えるものとする。	２　前項の規定は、高等学校の定時制の課程（単位制による課程に限る。）において、聴講生として特定の科目の履修を許可された者について準用する。この場合において、同項中「年額1,750円」とあるのは「1,750円」と、「授業料」とあるのは「受講料」と読み替えるものとする。
第３条の３　高等学校（通信制の課程に限る。）に入学を許可された生徒は、１単位について年額330円の授業料を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める日までに納めなければならない。 (1)　年度の中途において入学した場合の当該年度　当該許可の日の属する月の末日 (2)　（略）	**第３条の３**　高等学校（通信制の課程に限る。）に入学を許可された生徒は、１単位について年額330円の授業料を次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める日までに納めなければならない。 (1)　当該許可の日の属する年度　当該許可の日の属する月の末日 (2)　（略）
２　年度の中途において入学を許可された生徒は、当該年度分の授業料を納めなければならない。	２　年度の中途において入学、退学、休学又は転学した者は、当該年度分の授業料を納めなければならない。
３　第１項の生徒が退学等をした場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、	

これを１円に切り上げるものとする。)に相当する授業料は、徴収しない。 (1) 年度の中途において入学し、当該年度に退学等をした場合　当該年度分の授業料の６分の１に相当する額に、退学等をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の３月までの月数を乗じて得た額 (2) 前号に掲げる場合以外の場合　当該年度分の授業料の12分の１に相当する額に、退学等をした日の属する月の翌月から同日の属する年度の３月までの月数を乗じて得た額	
４　第１項の生徒が休学した場合は、同項の規定により当該生徒が納めるべき授業料のうち、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。)に相当する授業料は、徴収しない。 (1) 年度の中途において入学した場合の当該年度　当該年度分の授業料の６分の１に相当する額に、当該年度に休学した月数（月の初日から末日まで休学した月の数をいう。次号において同じ。)を乗じて得た額 (2) 前号に掲げる年度以外の年度　当該年度分の授業料の12分の１に相当する額に、当該年度に休学した月数を乗じて得た額	３　休学の期間が全年度にわたる場合は、その年度分の授業料は、徴収しない。
５　（略）	４　（略）
第３条の４　高等学校の通信制の課程において、当該高等学校の通信制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することの許可を受けたものは、当該科目１単位について年額330円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。	**第３条の４**　高等学校の通信制の課程において、当該高等学校の通信制の課程以外の課程の生徒で、一部の科目を併せて履修することを許可されたものは、当該科目１単位について年額330円の授業料を当該許可の日の属する月の末日までに納めなければならない。
２　前条第３項の規定は前項の許可を受けた生徒が退学等をした場合の授業料について、同条第４項の規定は当該生徒が休学した場合の授業料について、それぞれ準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「第１項の」とあるのは「第３条の４第１項の許可を受けた」と、「入学し」とあるのは「同項の許可を受け」と、「当該年度分」とあるのは「同項の規定により納めるべき当該年度分」と読み替えるものとする。	
附　則	**附　則**
１～３　（略）	１～３　（略）
４　第３条の２第１項、第３条の３第１項又は第３条の４第１項の授業料は、当該各条の規定にかかわらず、11月中に納めなければならない。	４　第３条の２第１項、第３条の３第１項又は第３条の４の授業料は、当該各条の規定にかかわらず、11月中に納めなければならない。
５　第３条第１項、第３条の２第１項、第３条の３第１項及び第３条の４第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収し	５　第３条第１項、第３条の２第１項、第３条の３第１項及び第３条の４の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する授業料は、徴収しない。

ない。 (1)～(3)　(略) (4) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第８号。以下「改正法」という。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第３条第２項第２号に規定する者（第１号に規定する者を除き、その者が改正法の施行の日前から引き続き高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する場合に限る。）に係る授業料 (5) 定時制及び通信制の課程における改正法附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第５条第１項の受給権者に係る授業料の月額（授業料の額が年額により定められている場合にあつては、授業料の月額に相当するもの）と当該受給権者に支給される就学支援金の額とに差額がある場合における当該差額分の授業料 (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める授業料	(1)～(3)　(略) (4) 前３号に掲げるもののほか、知事が別に定める授業料

別表第２（第１条関係）

高等学校の名称	位置
（略）	
新潟県立国際情報高等学校	南魚沼市
新潟県立国際フロンティア高等学校	南魚沼市
（略）	

別表第２（第１条関係）

高等学校の名称	位置
（略）	
新潟県立国際情報高等学校	南魚沼市
（略）	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の新潟県立国際フロンティア高等学校の項を加える改正は、令和８年11月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の新潟県立学校条例第３条の２から第３条の４まで並びに附則第４項及び第５項の規定は、令和８年度以後の年度分の授業料について適用し、令和７年度分までの授業料については、なお従前の例による。